

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における 特定機関等に関する指針(案)について

平成 29 年 12 月 15 日
国家戦略特別区域諮問会議

先の第193回通常国会において措置された国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業については、本年9月22日付けで国家戦略特区法等の一部を改正する法律(平成29年法律第71号)及びその政令(平成29年政令第246号)が施行されたが、本事業の実施を図るに当たり、特定機関その他関係者が講ずべき措置を定めた指針を作成する必要がある。

同指針は、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴いた上で内閣総理大臣が定めることとされていることから、別紙の通り指針案を諮るもの。

参考

国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)(抄)

第十六条の五

- 3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に関して、受け入れる外国人に対する研修の実施及び情報の提供、関係行政機関との連携の確保その他のその適正かつ確実な実施を図るために特定機関その他関係者が講ずべき措置を定めた指針(以下この条において単に「指針」という。)を作成するものとする。
- 4 前条第四項から第六項までの規定は、前項に規定する指針について準用する。

(参考)第十六条の四

- 4 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 6 前二項の規定は、指針の変更について準用する。